

議会議案第1号

加賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	稲 垣 清 也
〃	上 野 清 隆	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉
〃	辰 川 志 郎		

加賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

加賀市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年加賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中第38条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の改正規定は令和7年4月1日から、第52条から第54条までの改正規定は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の加賀市議会の個人情報の保護に関する条例第52条から第54条までに規定する行為の処罰については、なお従前の例による。

議会議案第2号

経口中絶薬メフイーゴパックの条件緩和に慎重な判断を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	稲 垣 清 也
〃	上 野 清 隆	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉
〃	辰 川 志 郎		

経口中絶薬メフィーゴパックの条件緩和に慎重な判断を求める意見書

令和 5 年 4 月、経口中絶薬が厳しい条件をつけて承認されましたが、厚生労働省はわずか半年の不十分な実態調査で、条件緩和を決定しました。

2 剤目投与後「胎嚢が排出されるまで入院又は院内待機を必須とする」が緩和され、一定の条件下で「自宅での母体管理」が了承されました。

これが認められると、中絶をめぐる条件が大きく変わります。これまで日本では「指定医の管理下での人工妊娠中絶」が許可されてきましたが、今後は女性が自宅で中絶胎児を処置することになり、「家庭内中絶」が認められることになります。

女性(中学生・高校生を含む)は、初めてのことで慌てて自宅のトイレで、胎児を流してしまう可能性が高いことが危惧されます。女性の身心への危険は計りしれません。また 9 週までの胎児がトイレに流され、下水管に流され、生命の尊厳を否定する社会にはなりません。

先般厚生労働省は承認されてから 1 年間、この薬を服用した中絶が 1,440 件で、22 年ぶりに増加に転じ、最年少が 13 歳だったことが明らかになりました。十代の子どもたちは親に知られたくないと中絶薬に走る可能性が高いと思われます。十代中絶の低年齢化、子どもたちの性感染症の増加、女性の性被害の増加、小さな命への畏敬の念が益々失われることが憂慮されます。

よって、国におかれては、母体に危険をもたらし、社会を荒廃させる経口中絶薬の条件緩和に慎重な対応を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第3号

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の
継続を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	荒 谷 啓 一	〃	中 谷 喜 英
〃	一 色 眞 一	〃	林 直 史
〃	東 野 眞 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。現在、本制度における、保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、2/3 が公費助成、1/3 が社会福祉法人の負担とされているが、公費助成の在り方については、令和 7 年度予算案において、公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体との条件の同一化の観点等を踏まえて、更なる検討を加え、令和 8 年度までに改めて結論を得ることとされている。

国においては、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、保育人材の確保及び資質向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めており、こうした中、保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定した経営の下、保育士の処遇改善の効果を損なうことなく保育が提供できるよう、公費助成を継続していく必要がある。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第4号

学校施設における防災対策への更なる支援を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	荒 谷 啓 一	〃	中 谷 喜 英
〃	一 色 眞 一	〃	林 直 史
〃	東 野 眞 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

学校施設における防災対策への更なる支援を求める意見書

学校施設は、子供たちが学習する場であるにとどまらず、小中学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っており、令和 6 年能登半島地震や奥能登豪雨でも多くの体育館が避難所として利用されている。

国が、令和 2 年に「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を策定し、学校施設を含めた、校舎の改築・大規模改造等を対象とする学校施設環境改善交付金を地方自治体に交付するなど、学校施設の防災対策に取り組んでおり、令和 5 年度からは体育館の空調整備の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げるなど、更なる対策を講じている。

一方、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっていることから、小中学校の体育館への空調(冷房)設備設置の率は全国平均 18.9%にとどまっており、断熱性能を確保した上での空調設備の早急な整備が不可欠となっている。加えて、誰もが安心して避難するためには、バリアフリー化及びトイレの洋式化の推進も含めた学校施設の防災機能の強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」終了後も学校施設の防災対策関連予算を継続的・安定的に確保するとともに、学校施設環境改善交付金について、交付対象の拡大や国の負担割合の引上げを行うなど、学校施設の防災対策に対する支援の強化を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第5号

有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	若 林 高
〃	一 色 眞 一
〃	林 俊 昭

有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物(PFAS)の一つである PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)や PF0A(ペルフルオロオクタン酸)については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象物質とされている。また、一昨年 12 月、世界保健機構の国際がん研究機関は、PF0A の発がん性分類「可能性がある」から 2 段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOS は「可能性がある」としており、その有毒性を指摘している。我が国においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の対象となっており、令和 2 年水道水については水質管理目標設定項目として、暫定目標値 50ng/L を、河川や地下水については要監視項目として暫定指針値 50ng/L を設定した。

昨年 11 月 29 日、環境省と国土交通省が全国の水道水に含まれる PFOS 及び PF0A の調査結果を公表し、令和 2 年以降令和 5 年度までに全国の 14 水道事業から国の暫定目標値を超えて検出されたことが報告されている。現在のところ、これらの水道事業では、対策の効果で暫定目標値内への減少が報告されているが、昨年 4 月に米国が公表した PFOS 及び PF0A の規制値 4ng/L と比較し、我が国の暫定目標値は極めて高い値となっている。暫定目標値については、国際的知見に基づく厳格な指標を設定することが国民の健康、安全、安心の観点から極めて重要である。

よって、国におかれては、PFAS 対策の推進として、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 PFAS の毒性及び健康への影響について、引き続き知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに明らかにし、情報提供すること。また、健康への影響等が懸念される場合には、その対策も併せて検討し、必要な支援を行うこと。
- 2 国際的な知見や国際的指標に基づく PFOS 及び PF0A の暫定目標値の早急な見直し及び水質基準項目への追加を行うこと。
- 3 PFOS 及び PF0A の汚染状況を広く把握し、当該地域の汚染原因を早急に究明すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。